

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 6 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 16 年 3 月 12 日（金） 10:00 ～ 12:08

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

- （ 1 ） 食品安全委員会の最近の運営状況について
- （ 2 ） 平成 16 年度食品安全委員会運営計画について
- （ 3 ） その他

4．出席者

（ 専門委員 ）

富永座長、伊藤専門委員、内田専門委員、海津専門委員、近藤専門委員、
澤田専門委員、武見専門委員、羽生田専門委員、福士専門委員、門傳専門委員、
山本専門委員、和田専門委員、渡邊（和）専門委員、渡邊（秀）専門委員、
渡邊（治）専門委員

（ 専門参考人 ）

久野専門参考人、服部専門参考人

（ 食品安全委員会委員 ）

寺田委員長、寺尾委員

（ 事務局 ）

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配布資料

資料 1 - 1 食品安全委員会のこれまでの運営状況について

資料 1 - 2 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項

（ 平成 16 年 1 月 16 日閣議決定 ）

資料 1 - 3 食品安全基本法とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について
(平成 16 年 2 月 18 日関係府省申合せ)

資料 1 - 4 米国における B S E の発生について

資料 1 - 5 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

資料 2 平成 16 年度食品安全委員会運営計画(素案)

6. 議事内容

○富永座長 皆様、おはようございます。時間がまいりましたので、ただいまから第 6 回「企画専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、専門委員の中では飯島専門委員が御欠席でございまして、15 名の専門委員が御出席でございます。

それから、食品安全委員会からは、担当委員である寺尾委員のほか、後ほど寺田委員長も御出席の予定でございます。それから、その他の食品安全委員会の委員の方々にも、本日、御出席いただいております。

更に、久野、服部両専門参考人にも、本日は御出席いただいております。

それでは、まず、議事に入る前に、事務局の方から資料の確認をいたします。

○岩渕総務課長 おはようございます。

お手元の資料、初めに議事次第、座席表がございまして、資料 1 - 1、「食品安全委員会のこれまでの運営状況について」。

資料 1 - 2、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」。

資料 1 - 3、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」。

資料 1 - 4、「米国における B S E の発生について」。

資料 1 - 5、「高病原性鳥インフルエンザに対する食品安全委員会のこれまでの対応と今後の予定について」。

資料 2、「平成 16 年度食品安全委員会運営計画(素案)」。

以上でございます。でございますでしょうか。

○富永座長 よろしゅうございますね。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の会議の全体のスケジュールにつきましては、お手元の議事次第を御覧ください。
本日の議題としましては、食品安全委員会の最近の運営状況及び平成 16 年度食品安全委員会運営計画の 2 つでございます。

「(2)平成 16 年度食品安全委員会運営計画」の審議に先立ちまして、委員会のこれまで

の運営状況につきまして、事務局の方から御説明いただきたいと思います。つまり、（１）の議題でございます。

また、昨年 10 月から 12 月にかけて 3 回にわたり、当専門調査会におきまして御審議いただきました「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」について、国民からの意見の募集を経て、本年 1 月に閣議決定されましたので、これにつきましても事務局から御報告していただきたいと思います。

この基本的事項に基づいて、本年 2 月に関係府省間で申し合わされました食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化につきましても事務局から御報告いただきたいと思います。

さらに、最近、我々が担っております重大事項としまして、米国における B S E の発生と国内における高病原性鳥インフルエンザの発生につきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。

本日は、説明事項が大変多うございますけれども、事務局の方から順次、御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○岩淵総務課長 それではまず、資料 1 - 1 に基づきまして、食品安全委員会のこれまでの運営状況について御説明を申し上げます。

「１ 食品安全委員会の運営等」でございます。

昨年 7 月 1 日の発足以来、原則毎週 1 回、委員会を開催しております。週 2 回開いたこともございましたけれども、本年 3 月 11 日までで 36 回、食品安全委員会を開催しているところでございます。

また、委員会の運営規程、専門調査会運営規程、それから、「食品安全委員会における調査審議方法等について」を定めたほか、会議の公開について決定していただいております。

それから、専門調査会、この専門調査会を含めて全部で 16 の専門調査会が設置されておるわけでございますが、専門委員 172 名を任命しているところでございます。お 1 人で 2 つの専門調査会に参加していらっしゃる方もいらっしゃいますので、当初、おおむね 200 名ぐらいと見ておりましたけれども、一応、予定した専門調査会の専門委員はすべてお願いをしたところでございます。

それから、企画専門調査会につきましては、本日でもう 6 回目でございます、本当にありがとうございます。

それから、リスクコミュニケーション専門調査会も 6 回、緊急時対応専門調査会も 4 回開催をしております。

それから、評価関係では添加物専門調査会が 5 回、農薬専門調査会が 8 回、動物用医薬品

専門調査会が7回、器具・容器包装専門調査会が2回、汚染物質専門調査会が2回、微生物専門調査会が2回、ウイルス専門調査会が2回、プリオン専門調査会が6回、遺伝子組換え食品等専門調査会が8回、新開発食品専門調査会が7回、肥料・飼料等専門調査会が6回開催をしているところでございます。

それから2点目、「食品健康影響評価の実施」ですけれども、厚生労働省及び農林水産省からの要請が、昨日現在で274品目参っております。

添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等々でございますが、食品健康影響評価を順次実施しておりまして、その結果を通知したものが現在、58品目であります。

それから、食品健康影響評価の実施に当たっては、この企画専門調査会での御意見に基づいてやっているわけでございますけれども、専門調査会における審議結果について、原則といたしまして、国民からの意見・情報の募集を行ったうえで、最終的に委員会にお諮りして結論を出していただいております。

それから、国民からの意見・情報や遺伝子組換え食品等専門調査会における審議の結果を踏まえまして、新たに遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準、それから、遺伝子組換え食品の掛け合わせについての安全性評価の考え方というものにつきまして、決定をしているところでございます。

3点目、「リスクコミュニケーションの推進等」であります。

昨年7月8日に食品安全委員会のホームページを開設して、今、非常に充実しているものでございます。

また、8月1日には食の安全ダイヤルを設置いたしました。2月末現在で293件の問合せなどをいただいております。

それから、昨年9月には食品安全モニター470名を依頼いたしております。

同じく9月には、食品安全行政の推進に当たって、国と地方の密接な連携を図るために、都道府県や政令指定都市等と意見交換を行う全国食品安全連絡会議を開催しております。食のリスクコミュニケーション意見交換会等を、東京、大阪、広島、高松ほかで、現在まで23回開催しております。

それから、BSEや鳥インフルエンザに係る食の安全に関する講演会、これは今週の土曜日、明日、予定しております。また、鳥インフルエンザワクチンにつきまして、後ほど説明がございますけれども、3月19日に東京で意見交換会を開催予定であります。

そのほかに、委員と消費者団体、食品産業関係者、地方公共団体等との懇談会を随時行っておりまして、22回開催しております。

それから、全国6か所、7回、食品安全モニター会議を開催しておるということでござい

ます。

4 点目、「緊急時対応のあり方に関する検討」でございますが、2 回にわたる緊急時対応専門調査会における審議結果を基に、昨年 10 月 2 日に開催されました委員会会合におきまして、「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」が決定されております。

それから 5 点目、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の決定等」。

内閣総理大臣からの意見の求めに応じまして、この企画専門調査会で審議していただいて、その結果を踏まえて、この基本的事項に盛り込むべき事項について検討いたしまして、昨年 12 月 11 日に委員会の意見を取りまとめて、内閣総理大臣に提出したところでございます。

その後、内閣の方で更に検討いたしまして、国民からの意見募集も行った上で、1 月 16 日に「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」を閣議決定したわけでございます。これについては、後ほど御説明いたします。

また、2 月 18 日に「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」の第 1 回会合を開催いたしまして、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」、関係府省間で申合せをしたということでございます。

その次、3 ページ、4 ページにつきましては、「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」でございます。

3 ページのⅠの上のところに、「専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの」、これが、左側の「接受日」というところがリスク管理機関の方から要請を受けた日付でございます。その次が、厚生労働省関係あるいは農林水産省の要請元を書いてございます。右側が、その対象であります。

それから、3 ページの下のところ、Ⅱで「専門調査会における審議結果（案）」について意見募集を行っているもの、これは専門調査会において検討は一旦終了いたしまして、それについて委員会に諮った上で、ホームページ上等で国民からの意見・情報の募集を行うという手順を取っておりますけれども、この意見募集中のものが現在、ここに書かれてございますような 7 つをやっているというところでございます。

それから、次のページのⅢのところが、「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの」でございます。その日付と項目などを整理しております。

それから、「その他」のところでは、個別の評価対象ではなくて、先ほど御紹介いたしました評価基準とか評価の考え方についても、まとめて通知をしておるということでございます。

以上が、これまでの運営状況でございます。

○富永座長 ありがとうございます。全部終わってから、一括して御質問や御意見をお聞

きしましょうか。

次は、資料 1 - 2 ですね。「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」について、お願いします。

○岩淵総務課長　これが、閣議決定をした文書でございます。

まず、初めに柱書きのところですが、**「食品安全基本法は、食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品供給行程の各段階において、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置が講じられなければならないことを明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定め、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとしている。」**ということで、政府は基本理念にのっとり、この基本的な方針を具体化するために、この基本的事項を定めるというものでございます。

昨年、御審議いただいて、御意見を取りまとめていただいております。基本的には取りまとめていただいた内容と大きく変わっておりません。この資料を裏返していただくと、「基本的事項のポイント」という絵が出ておりますので、これを概略説明いたしますと、食品健康影響評価の実施については、評価の円滑な実施を図るための手順を明確化する。必要なデータに関する指針の作成等を行う。それから、評価結果を公表・解説するということが盛り込まれております。

それから、リスク管理関係につきましては、「国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識」の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、措置の実行可能性・費用等を考慮して施策を策定するという。食品の安全性の確保を図るために必要な規格・基準を整備する。規格・基準等が遵守されるよう、監視・指導・調査を実施する。

次に、「第 3 情報及び意見の交換の促進」、リスクコミュニケーション関係ですが、食品・食料・栄養・健康・安全委員会・リスク管理機関において、リスクコミュニケーションを促進する。政府全体として、「望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討」するということでございます。

それから 4 点目の「緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」。

「食品安全担当大臣は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置」するということ。

緊急時対応マニュアルを作成するということが書かれております。

5 点目、「関係行政機関の相互の密接な連携」ですが、食品・食料・栄養・健康・安全委員会・リスク管理機関の間での連携を確保するために、関係府省連絡会議を開催する。それから、連携・政

策調整の具体的な手法について、取極めを締結・公表する。これは後ほど、説明いたします。

それから、地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の連携を強化するということでございます。

「試験研究の体制の整備等」に関しましては、最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制を整備するとともに、研究成果の普及のための取組、研究者の養成・確保のための取組の推進、食品安全委員会と試験研究機関との十分な意思疎通を図ると。研究そのものをここでやるのではございませんので、十分な意思疎通を図るということであります。

それから、「第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等」。

食品安全委員会において、一元的な情報収集を行うとともに、情報のデータベース化を図ることにより、情報を有効かつ適切に活用する。

それから、相互の連携で、国民に対し、適切かつわかりやすく情報を提供する。これは後ほど、BSEとか鳥インフルエンザの関係で、最近の例も御説明させていただきます。

「第8 表示制度の適切な運営の確保等」。

関係省共同で食品の表示に関する改善方策等を検討、関係省における相談体制の連携を強化、違反に対する監視・指導・取締りを強化するということでございます。

「第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等」。

食品の安全性の確保に関する広報活動、学校教育等における取組を推進する。

「第10 環境に及ぼす影響の配慮」。

食品供給行程の各段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進する。ごみの発生の抑制等ということでございます。

若干、表現を直したりしておりまして、記述が変わったところでは、例えば4ページを開きいただきますと、真ん中より少し下のところの「(2)食品健康影響評価の実施時」というのがありますが、そこで③で、「委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。」となっております。

原案では「公表するよう努める」と書いてあったんですけれども、意見募集を行いましたところ、努めるではなくて、必ずやるべきであるという、場合によってはできないこともあるわけですが、「原則として」が入っていますので、そういうことで削除したとか、あるいは6ページです。

これは、リスク管理のところの記述なんですけれども、「(3)食品衛生法等に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよう、監視、指導及び調査の実施等に努める」とあるわけですが、輸入食品とかあるいは国内に流通する食品の監視については、御意見が幾つかご

ざいましたので、記述が若干不足しているのではないかとということで、この部分はリスク管理機関の方で記述を追加しております。

大きな点は、そのようなところが変更されまして、閣議決定に至ったということで、1月22日の官報に掲載されまして、また、ホームページ上等でも公表しているということであります。

座長、資料1 - 3も続けて説明してよろしゅうございますか。

○富永座長 資料1 - 3もお願いします。

○岩淵総務課長 それで、この資料1 - 3が、連携・政策調整の強化についてという、2月18日付けの関係府省申合せでございます。

連携・政策調整の強化については、もう既に基本的事項にも盛り込まれております。これも、まず裏返していただくと、後ろに絵があります。

そもそも、食品安全基本法という法律をつくって、食品安全に関する関係の施策を共通の基本理念の下に推進していこうというのが法律の趣旨でございますので、法律の趣旨としても、まず連携の強化というのが入っているわけであります。

その上で、今、御報告いたしました、基本的事項ということを中心として閣議で決定いたしまして、連携・政策調整の強化を推進していくということになったわけです。

さらに、この下のレベルで今回、関係府省連絡会議を設けて、また、取極めをして連携・政策調整の強化をきちんとやっていこうということでございます。

この下のレベルは、もう約束事は予定しておりませんで、あとは実践あるのみということでございます。

内容は、このレベルになっています。大分、細かくなっていきますけれども、1ページを見ていただきますと、例えば「食品健康影響評価」の関係では、(1)の②で複数のリスク機関がかかわる、例えば農薬のような案件について、これは農薬の登録と、それから、残留農薬基準の設定と、複数の省庁がかかわってくるわけですが、そういうものはばらばらに評価が要請されるというのではやはり困るということで、これは同時に設定をするという考え方で、今、十分、意思疎通を図って評価を要請するということをやっております。

評価の要請内容については、評価を要請する側で、まず受理いたしますと、食品安全委員会は毎週開催していますので、その次の直近の委員会で、この要請内容について説明していただいて、リスク管理機関との十分な意思疎通を図ることが書いてございます。

リスク管理機関においては、評価が必要な登録申請等があれば、遅滞なく委員会に意見を聞くということ。

委員会は科学的な検討、それから、国民からの意見募集、それから、行政手続用の標準処

理期間等を考慮して、適切に評価を実施して、意見を通知するということが書かれております。

2 ページに参りますと、リスク管理機関に対する評価後のフォローアップです。評価結果を通知した場合には、リスク管理機関の方ではリスク管理機関の審議会等でどういうふうな審議結果になっているか、それから、それに基づいてどういう措置を講じたかということを報告をしてくださいというようなことも決めています。

リスクコミュニケーションにつきましては、相互の調整を行うということと、それから、2 の(3)にございますけれども、意見交換会、先ほど報告いたしましたけれども、リスクコミュニケーションの効果的な実施を図る観点から、原則として、委員会とリスク管理機関双方、出席してリスクコミュニケーション、意見交換を行う。それについては、うちではわかりませんということも中にはあるわけですが、それを相互に、同じ場でカバーし合えるような形で行うことが効果的ではないかということで、これは既に、そういうやり方で実践をしておるわけでございます。

それから、「3 食品の安全性の確保に関する情報の共有」。

これは、データベース化の御意見をいただきまして、来年度予算案で約1億円の予算が計上されておりまして、これを使いまして、平成16年度から「食品安全総合情報システム」によるデータベースの整備を進めていくということであります。それにつきましても、相互に協力をして進めていきたいということであります。

それから、4で、緊急時対応に関しましては、今後、緊急時対応専門調査会の方で議論していくことでございますけれども、緊急時対応マニュアルの整備、それから、これは委員会とリスク管理機関、両方を含めますので、委員会の方で案を作って、相互に連携して、今後、策定していこうということが盛り込まれております。

それから、連絡会議といたしましては、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」ということで部局長レベルの会議が発足しているほかに、「リスクコミュニケーション担当者会議」ということで課長レベルで担当官レベルの会議、それから、「食品リスク情報関係府省担当者会議」ということで担当者の会議というものが今、定期的開催をされて、意思疎通を図っているというところでございます。

以上が、一般的な運営状況についての御説明でございます。

○富永座長 ありがとうございました。

それでは、次の資料1-4、1-5は多少、異なりますけれども、最近、大変話題になっているものでございまして、委員の皆様におかれましても深い関心が寄せられていることと思います。

それで、勿論、B S E 等々につきましては他の専門調査会で審議しておりますけれども、当企画専門調査会としても、正確な情報を知っておくことは大変有意義なことでございますので、本日は、資料 1 - 4、1 - 5 についても御説明をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、米国における B S E 発生、それから、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生につきまして、資料 1 - 4、1 - 5 に沿って説明させていただきます。

まず、米国における B S E の発生につきましては、昨年 12 月 24 日に米国農務省が、米国ワシントン州において B S E に感染した牛 1 頭が確認された旨、発表しております。

直後に、厚生労働省、農林水産省がそれぞれ公衆衛生、それから、動物検疫の観点から、米国産牛肉等の輸入を一時停止しております。牛肉等というのは、生きた牛等も対象になっているということでございます。

12 月 29 日に、米国との間で第 1 回の会合が開催されております。

12 月 30 日に、これは後で説明いたしますけれども、米国農務省が B S E 対策の追加的措置を発表しております。

今年に入って、1 月 7 日に米国農務省が、発生牛についてはカナダで出生したものだという調査結果を発表しております。

2 ページに参りまして、1 月 8 日から 18 日まで 11 日間、農林水産省、厚生労働省、それから、当委員会事務局による政府合同の調査チームを米国、それから、カナダに派遣しております。

1 月 22 日から 24 日まで、国際調査団による米国の調査が行われております。これも、後で説明させていただきます。

この調査団による報告書が、2 月 4 日に米国政府に提出されております。

以上が、米国に関して取られている措置でございますけれども、当委員会の活動といたしましては、発生直後に厚生労働省、それから、農林水産省から報告を受けるとともに、将来、当委員会にリスク評価を求められることを想定いたしまして、プリオン専門調査会を 3 回開催いたしまして、政府合同の調査チームの調査結果について報告していただいたり、あるいは国際調査団の団長を招聘して調査結果を報告していただいたり、それから、英国の海綿状脳症諮問機関の委員長を招いて、英国における B S E 及び v C J D の状況について議論しております。

それから、本件のリスクコミュニケーション上の重要性にもかんがみまして、リスクコミュニケーション専門調査会においても、本件について報告しております。

4 ページに参りまして、昨年 12 月 30 日に発表されました、米国での B S E の発生に伴う追加的な B S E 対策ですけれども、発生するまで米国におきましては、発生国からの生きた牛あるいは肉骨粉の輸入停止、それから、1997 年 8 月以降、国内における反すう動物由来の肉骨粉の反すう動物への給与禁止、それから、1990 年から B S E の症状を表した牛を中心とするサーベイランス、2001 年と 2002 年には毎年 2 万頭ほどのサーベイランスが行われているんですけれども、そういった措置が取られていたわけなんですけれども、発生を踏まえまして、歩行困難な牛をすべて食用として流通するのを禁止する。

サーベイランスについては、2 万頭から 4 万頭に増加させる。

B S E 検査中の牛肉については、検査結果陰性が確認されるまでは流通を禁止させる。特定危険部位、B S E の感染性が存在するとされる牛の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、脊柱、脊髓、背根神経節、こういった部位については、30 か月齢を超える牛からのものについては除去すると。

回腸遠位部については、全月齢の牛からのものについて除去する。

それから、A M R と申しまして、高圧で骨を破壊することなく肉を採取する方法が米国では取られているわけなんですけれども、この方法で肉を採取する対象として 30 か月齢以上の牛の脊柱等を用いることを禁止する。

それから、牛の個体識別制度を導入する。

そういった追加措置を発表しております。

5 ページ以降にまいりまして、5 ページから 8 ページまでですけれども、1 月 8 日から 18 日まで行われました政府合同の調査団の調査結果を整理してあります。

8 ページ最後のところに結論がございますけれども、この調査の結果、(2)、(3)、(4) に調査結果が要約されているかと思うんですけれども、米国とカナダでは、肉骨粉を含む飼料・飼料原料等が相互に流通しており、牛肉関連産業が強く統合されておるということで、米国とカナダにおける B S E のリスクが類似している。

(3) ですけれども、米国の肉骨粉等の牛への給与禁止措置の実効性については不十分で、交差汚染の可能性が否定できない。

それから、「以上から、米国とカナダで B S E に関する汚染状況に大きな相違があるとみなすことは困難であり、今後、米国において B S E が発生しないという保証はない」といった調査結果をまとめております。

10 ページに、国際調査団が 2 月 4 日に発表した調査結果の概要を載せているんですけれども、米国農務省が昨年末に公表した追加措置では不十分といたしまして、幾つかの追加的な勧告を行っております。

注目される部分だけ申し上げますと、４の（１）の②ですけれども、「北米全体にＢＳＥ汚染が広がっているとの前提で、ＢＳＥ対策を強化すべき」ということで、政府合同の調査団と類似した評価を行っております。

そういった評価を踏まえまして、（２）以降ですけれども、ＳＲＭについては、当分の間、３０か月齢でもやむなしという妥協案も出しておりますけれども、１２か月齢を超える牛について除去すべきである。

サーベイランスについては、ＢＳＥ様の症状を示す牛、それから、死亡牛、それから、切迫と殺牛、これらをリスク牛と呼んでいるんですけれども、３０か月齢のすべてのリスク牛については、すべて検査すべき。

と畜場での健康牛の検査については全頭検査は必要はないが、３０か月齢を超える牛については抽出して検査すべきというような勧告を行っております。

（５）の飼料規制につきましても、米国が現在取っており、反すう動物由来の肉骨粉の反すう動物への給与禁止では交差汚染を防止できないので、すべての哺乳動物、及び家禽の肉骨粉の反すう動物への給与も禁止すべきというような勧告も行っております。

以上が、米国におけるＢＳＥの発生状況の概要でございますけれども、１１ページ以降に、当委員会のホームページに掲載しております、ＢＳＥに関するＱ＆Ａを載せておりますので、後で御覧いただければと思います。

引き続きまして、国内における高病原性鳥インフルエンザの状況でございますけれども、資料１－５の１ページと２ページに、これまでの対応について、概要をまとめております。ゴシック体で書いてあるところが当委員会の対応でございます。

１月１２日に、山口県で国内１例目の高病原性鳥インフルエンザが、我が国では７９年ぶりに確認されております。

２月１９日に山口県の発生に伴う移動制限が解除されたわけなんですけれども、その２日前の２月１７日に大分県で国内２例目の発生が確認されております。

２月２８日に、京都府で国内３例目の鳥インフルエンザの発生が確認されております。

３月５日に、京都府で国内４例目の鳥インフルエンザが確認されております。

当委員会の対応でございますけれども、発生直後、１月１５日に食品安全委員会におきまして、厚生労働省及び農林水産省から報告を受けまして、その後、１月２９日に第３０回会合においても農林水産省から報告を受けるとともに、ウイルス専門調査会の田代座長にも出席していただいて科学的に議論をしております。

本病につきましては、食品を介して人に感染した事例はないわけでございますけれども、リスクコミュニケーションの重要性にかんがみまして、リスクコミュニケーション専門調査

会でも2回議論をしております。

そのほかに、3月3日、それから、3月6日に見上委員にテレビに出演していただいて、鶏肉、卵の安全性について国民に解説しております。

2ページに参りまして、3月10日、一昨日ですけれども、動物用医薬品専門調査会の第7回会合において、農林水産省から諮問を受けておりました、「鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性」について審議いたしまして、食品を介して人に与える影響については、実質的に無視できるという審議結果をいただきまして、昨日、食品安全委員会におきまして、この審議結果について議論し、その結果、意見募集に入っているということでございます。

それから、今月9日に高病原性鳥インフルエンザに関する国民へのお知らせと、後で説明いたしますけれども、関係4府省の連名通知により、都道府県を通じて国民に周知しております。

3ページから5ページまで、先ほど御説明いたしました「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」という、3月9日付けで4府省連名で発出した文書を掲載しております。

3部構成になっておりまして、まず鶏肉、卵の安全性につきましては、3例目の京都での発生農場からの鶏肉、鶏卵の一部が食品として流通して、発生農場の事業者が自主的に回収した。こういった取組が、鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いているということで、食品衛生の観点からは回収する必要はないと。

ただし、家畜衛生の観点からは、生きた鶏がウイルスに感染することを防止するために回収が必要だと。ただ、その範囲については近く、専門家の意見を聞いて明確化する予定ですよという情報発信をしております。

括弧内で、鳥インフルエンザの感染防止という観点ではなくて、一般の食中毒防止の観点から、鶏卵や鶏肉については加熱することをお勧めします。鶏卵については、生で食べることは健康を損なうおそれがあるという報告はございませんけれども、不安な方は加熱することをお勧めしますというような情報を発信しております。

鳥インフルエンザウイルスの人への感染については、大量のウイルスを吸い込んだ場合等に、ごくまれにかかることがあるわけで、これまで人から人に移ったことも確認されておられませんので、鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性は極めて低いというような情報発信をしております。

飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合等につきましても、不安を持つ方がいらっしゃるということで、原因がわからないまま、次々に連続して死んでしまったような場合には、近くの獣医師等に相談してくださいとか、あるいは野鳥が死んでいるのを見つけた

場合にも、鳥インフルエンザというよりも、さまざまな細菌や寄生虫を持っている可能性があるということで、こういったものに感染しないように、廃棄物として処理してくださいとか、あるいは密集して死んでいたり、あるいは不安な場合には、お近くの獣医師等に相談してくださいというような情報発信をしております。

6 ページ、7 ページには、鶏肉・鶏卵は食べて、過去に人が感染した事例はないという情報発信をしているにもかかわらず、不安を持たれる方がいるということで、どうして安全かという根拠につきまして、昨日、当食品安全委員会で議論いたしまして、このようなものをホームページ等で掲載するということを議論いたしました。

8 ページ以降に、同じように高病原性鳥インフルエンザの Q & A を、当委員会のホームページに掲載しておりますので、ここでも掲載させていただきました。後で、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○富永座長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から資料 1 - 1 から 1 - 5 まで、一括して御説明いただきました。

特に、最後の資料 1 - 4、1 - 5 などは皆さん、大変関心を持たれたことと思いますが、すべての資料を通じて、ただいまから討論をしたいと思います。

資料 1 - 1 は、運営状況の報告でございますから、特に問題、御意見はないかと思いますが、けれども、資料 1 - 1 について、何か御質問ございますか。

それでは、資料 1 - 2、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」について、いかがでしょうか。

どうぞ、門傳専門委員。

○門傳専門委員 資料 1 - 2 でよろしいんですね。

最後のまとめているところの、8 の表示制度の適切な運用のところなんですけれども、今月 25 日でしたか、共同会議がございますけれども、それとの関係はどういうふうになるんでしょうか。例えば、一定の結論が出されるかと思うんですけれども。

○岩淵総務課長 表示に関する農林水産省、厚生労働省の共同会議につきましては、初めは期限表示の問題の検討に始まって、それから、次いで原産地表示の問題。それで、2 月 25 日だったと記憶しておりますけれども、新たにアレルギー食品の表示の問題が議題に取り上げられまして、それについての検討が始まったと承知しております。

それで、表示制度そのものが、この食品安全委員会での食品健康影響評価の対象にはならないものと考えておりますが、アレルギー食品の表示については、安全性の観点から、当委員会としても状況を十分把握しておく必要があるのではないかということで、2 月 25 日の共

同会議の開催の翌日の 26 日の食品安全委員会におきまして、その共同会議の検討の趣旨と今後のスケジュールなどについて御説明をいただいたところであります。

今後、しかるべきタイミングで状況あるいは結果につきまして報告をいただくという予定にしております。

○富永座長 よろしいですか。

それでは、資料 1 - 2 については、ほかに御質問あるいは御意見ございますか。

ないようですね。それでは、次に資料 1 - 3、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」につきまして、御質問またはコメントなどございますか。もしありましたら、また後ほどお聞きします。

次いで、資料 1 - 4、「米国における B S E の発生について」、これは特に、米国における B S E の発生状況について御説明いただきましたけれども、特に 11 ページ、12 ページなどは諸外国の B S E の発生状況、あるいはクロイツフェルト・ヤコブ症候群の患者発生状況等も出ておりまして、大変興味深い資料だと思います。この資料 1 - 4、B S E につきまして、何か御意見あるいは御質問ございますか。

どうぞ、和田専門委員。

○和田専門委員 アメリカの B S E 発生以降、いろいろな情報を提供していただいて、大体、理解はしているつもりでございますけれども、一部の報道で、アメリカでの B S E の発生した牛が歩行困難であったというのが、そうではなくて、正常な歩行をしていたと。これは、もし本当ですと、前提がすべて崩れることになりますので、大分、以前に伺ったところでは、まだ確認中ということでしたけれども、その辺はいかがでしょうか。

○富永座長 ただいまのその後のことなんかはわかりませんか。つまり、米国で発生した、いわゆる B S E が歩行困難であったとかなかったとかということなんですかけれども、わかりましたか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 当委員会、事務局で得ている情報でも、まだ確認中という、今、調査中というところまでしか情報を得ておりません。

○富永座長 ほかに、御質問あるいは御意見。

どうぞ、伊藤専門委員。

○伊藤専門委員 アメリカ合衆国で B S E が発生してから、いろいろな情報が入ってきたような形になっているのではないかと思いますけれども、日本の全頭検査と比較して、アメリカ合衆国の検査のレベルが、実質的にはこういうレベルであったという情報というのは、厚生労働省なり農林水産省なり、関係の省庁で事前につかんで、正確に把握されていたんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんですけれども、何か事が起きてからじタバタ動

くという状況が非常に多いので。

○富永座長 事務局の方、いかがでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 諸外国で取られている、主に我が国が牛肉等を輸入している国における B S E の状況を検査頭数等も含めて、そういった情報につきましては、厚生労働省も農林水産省も把握しているかと思います。

○富永座長 どうぞ、山本専門委員。

○山本専門委員 この B S E については、鳥インフルエンザとちょっと状況が違うんだと思うんですけども、一番の問題点は、B S E とクロイツフェルト・ヤコブ病との因果関係、ここの部分が一番肝心な点だと思うんですけども、そもそも B S E が人間のクロイツフェルト・ヤコブ病に対して、どの程度、因果関係があるかというリスクの評価の部分がリスク評価として一番基本的なところだと思うんです。そこに対する取組というのが、日本国内でどういうふうに進められているのか、あるいは O I E を始めとする海外でどう取り組まれているのか、そのところで何か情報がありましたら、教えていただきたいんですけども。

○富永座長 事務局、どうですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 B S E と v C J D の関係については、英国で一番研究が進んでいるわけですが、3月3日に、資料1-4の3ページにございますけれども、英国の海綿状脳症諮問機関のスミス委員長を招いて、説明を受けました。

B S E と v C J D の関係については、種のバリア等、不明な部分がまだかなりあるけれども、種のバリアについてはかなり高いということもわかってきたと。それは、最近の英国における v C J D の発生状況が過去に予測したほど高くない。

それで、今後の発生予測につきましても、過去に予測したほど多くないだろう、といったような説明を、この3月3日に受けております。

○富永座長 どうぞ。

○山本専門委員 その辺の、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病との因果関係について、今後、もう少し細かい点の情報開示みたいなことは予定はされているのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたい。いわゆる、リスクコミュニケーションとしての情報開示ということです。

○村上評価課長 B S E と v C J D の関係については、関連性は高いというのが学会の現時点での結論というか、考え方だと思います。

今後、更に B S E についての、あるいは v C J D に関する知見が蓄積をしてくるだろうと思いますので、その都度、正確な情報を国民の皆様が発信できるようにというふうには、私どもは思っております。

○ 富永座長 梅津事務局長、どうぞ。

○ 梅津事務局長 3月3日の第6回のプリオン専門調査会における、英国の諮問委員会のピーター・スミス委員長のレクチャーのテキストにつきましては、いずれと申しましょうか、なるべく早く、当然、議事録も含めてホームページに公表するということを予定しております。

それから、その前の2月20日金曜日の第5回のプリオン専門調査会の会合につきましても、国際調査団のドクター・キム氏の講演がありまして、そのときの資料について、これは既に、公開の会合ですからお配りしておりますけれども、ホームページ等でも掲載していくということを予定しております。

○ 富永座長 ありがとうございます。

どうぞ、和田専門委員。

○ 和田専門委員 私ども主婦連合会では、アメリカのBSEが発生した翌日に、厚生労働省と農林水産省に、全頭検査を含めて厳しい対応をとるという要望書を出しております。

それから、私ども消費者団体四十幾つが参加しております全国の消費者団体連絡会も同様な要望書を出しております。

それで、全頭検査というものが非科学的だと、科学的根拠がないのではないかというような御批判があるように聞いてはおりますけれども、私どももやみくもにそういうことを言っているわけではありまして、BSE、それからプリオンの異常というものについては、私は素人ですからわかりませんが、まだまだ未解明の部分があるのではないかと。

例えば、8頭目、9頭目では、21か月、23か月の月齢のものが出ておりまして、一昨年ぐらいまでは2歳以下のものは発症しないではないかというようなことが言われておりましたのが、実際には21か月、23か月で出ております。これをBSEというのかどうかというのも、また専門委員の方々の間で議論がおありのように伺っております。ですけれども、やはりプリオンが異常であることには間違いのないのではないかなと思います。

そういうことから、まだ未解明の部分が多いのではないかと。今、お話がありましたことなんかも、まだ、これから専門家の方々での検討・研究が進められるところだと思うんです。

それと、もう一つは、今、伺いました歩行困難だったのか、正常だったのかということの確認がそんなに長い時間かかるということが、素人から見ますと信じがたい気がするんです。

そういうこととか、それから、さっきお話がありましたけれども、肉骨粉等の牛への給与の禁止の実効性というのがいささか疑問があるのではないかと。

いろんなことを考え合わせますと、やはり消費者としては、今の段階では全頭検査というものを、単に非科学的だと片づけられるのは納得できないというような消費者が多いのでは

ないかなと感じておりますので、一応、申し上げさせていただきました。

以上です。

○富永座長　そうですね、情報が入り次第、我々も流していただきたいと思います。

特に、B S E は食品安全委員会が発足したきっかけにもなっている、非常に重要なことで、まだ未解明の部分も随分あると思いますけれども、わかったものは順次、報告していただきたいと思います。

B S E 関係、何かほかに御質問。

伊藤専門委員、どうぞ。

○伊藤専門委員　これは前からあった意見なんですけれども、宣伝するわけではないんですけれども、日本でのB S E 発生当時に、食品安全委員の中村委員が、岩波新書で『狂牛病』という本をお書きになっていますので、基本的な知識をもう一回知するという意味でも、例えば、何で英国だけにあれだけ集中したのか、あるいはアイルランドに集中しているのか。脳を食べるという習慣が影響しているのか、あるいは肉骨粉の問題があるのか、それから、ホルスタインに集中しているのは何なのかということですね。やはり、冷静な知識ももう一回読み直す必要があるなというふうに考えていますので、御参考までに、意見として。

○富永座長　おっしゃるとおりですね。

どうぞ。

○渡邊（和）専門委員　我々、食品産業で働く立場で、消費者の皆さんの不安もよくわかるんですけれども、同時に、米国からの輸入禁止ということで、外食産業含めて報道もされていますけれども、このまま長期にわたって、この現状が続くという意味では、職場といいですか、雇用にも大きく影響をする関係もありますので、米国との交渉といいですか、その辺が今後、どういうスタンスで進められて、一応、打開といいですか、見通しが立つのか。

当然、我々としても安全性の確保が最優先されて、その上でということと考えておりますけれども、その辺がないと鳥の問題も含めて、非常に不安が増幅するのかなというように思っております。

○富永座長　そうですね。

ほかに、ございますか。

それでは、次の資料1 - 5、「高病原性鳥インフルエンザに対する食品安全委員会のこれまでの対応と今後の予定について」、これに関する御質問あるいは御意見等ございますか。

どうぞ、伊藤専門委員。

○伊藤専門委員　今回の食品安全委員会、それから、厚生労働省、農林水産省、環境省の連名の通達を拝見させていただいて、このファクスはチェーンストア協会、それから、輸入食

品安全協会、それから、農林水産省からも直接いただきました。

ある意味で、正確で、冷静で、客観的な情報を何とか発信したいという意気込みが非常に感じられ、我々は業界筋の人間ではありますがすけれども、そういった意味で、非常に評価できるなというふうにつくづく感じております。

少なくとも、狂牛病発生時の大臣が牛肉を食べるようなパフォーマンスより、はるかに評価できるというふうに思っておりますので、今後とも継続していただきたいなと思います。

○富永座長 ありがとうございます。ほかに。

どうぞ、門傳専門委員。

○門傳専門委員 6ページなんですけど、「鶏肉・鶏卵は『安全』と考えます」と書いているのは何でなのか、私は科学的にはわからないんですけども、言い切れないところは、まだ解明できない部分とか、そういうところがあると思うんですけども、ちょっと私も根性が悪いのかもしれないんですけども、この辺について、もし情報提供があれば、今さらわかっていて、わかっていないところは当然あるわけですから、その辺も、それを含むから考えますとなっているのか、安全ですと言えないところがもしかあるのか、その辺について、若干、教えていただければありがたいです。

○富永座長 微妙なところですね。「安全と考えます」だと、意見ですね。「安全です」と言えば、事実ですね。難しいところですね。

どうでしょうか。

○村上評価課長 ここはなかなか難しいところかもしれませんが、私どもとしては事実の解説と、それから、食品安全委員会の考えというものはきちんと分けてお話をしなくてはならないというふうに思っております、単に結論だけを申し上げるのでは受け手の側の皆様の信頼感は確保できないのではないかと。

ですから、今回、今、御覧になっておられるものは、もう既にホームページ上に載っておりますが、更に詳しいことをお知りになりたければ、もっと詳しく書いた文章がリンクして出てくるようになっておりまして、そこには事実がきちんと羅列しております。

それを基に、食品安全委員会としての判断は、鶏肉・鶏卵は安全というのが我々の考え方だということでございますので、それを食品安全委員会はこういうふうと考えていますということを押しつけるのではなくて、御理解いただくためにこういう言い回しになっているという意味でございます。

○富永座長 よろしいでしょうか。ほかに。

どうぞ、内田専門委員。

○内田専門委員 済みません、本当に小さなことなんですけれども、2月の初めに、幼稚園

の給食をつくる会社からチラシが送られてきてまして、この鳥インフルエンザに関しては加熱調理と、あとは洗剤による手洗いが有効であるという情報があったんですね。

手洗いというのは基本中の基本で、全くだれでもできる実践レベルのことにあえて情報として出す必要はないかもしれません。しかし、消費者の不安を軽減させるという意味で、ホームページの片隅にでも、あるいは食の安全ダイヤルの受け答えにでも使っていただければよろしいかなと思いました。もし、今も実践されているようでしたら、ごめんなさい。ちょっと意見として、お願いします。

○富永座長　ありがとうございます。

ほかに、御意見、あるいは御質問。

それでは、大体、これで1時間終えまして予定の時間になりましたので、皆さん、大変関心持たれていると思いますけれども、これで議題1を終わります。

○羽生田専門委員　ちょっと戻ってもよろしいですか。

○富永座長　どうぞ、戻ってください。

○羽生田専門委員　資料1・2のところで、12ページに第9ということで、教育、学習等というところがあるんですけれども、今、この学習の中で食育基本法というものが国会に出る、出ないというお話を聞くんですが、その辺をわかる範囲で教えていただければと思います。

○岩淵総務課長　羽生田専門委員のお話にありましたとおり、食育基本法という法律が現在、立案されている段階でございます。

それで、これは法案としては、いわゆる議員立法が目指されているわけです。法律の中には、政府が国会に提出をして成立する法律もございますけれども、そうではなくて、国会議員の発意で国会に提案されて成立するものがいわゆる議員立法と言われるものなんですね。この食育基本法につきましては、その議員立法で今、準備されております。

特に、食育の推進ということを自由民主党の方で党の公約に掲げられたということで、そこを中心に準備されていると聞いておりまして、まだ、国会への提出には至っていないと思いますけれども、今後、各政党間での調整が行われて、提出されるのではないかなというふうに考えております。

その内容といたしましては、食品の安全性の確保の教育に関する部分も中には含まれているんですけれども、法案の目指すものは、それだけではなくて、食を通じた人間形成と言うんでしょうか、そういった非常に大きな観点から幅広くまとめられた法案になる見込みであります。

○富永座長　よろしゅうございますか。ほかに。

それでは、伊藤専門委員、どうぞ。

○伊藤専門委員 済みません、今の件にちょっと絡んでいるんですけども、これと関連があるのかどうかはわかりませんが、多分、独自の判断で動かれているのかもしれませんが、来週、神奈川県のある県立高校の生徒が三十数名、イトーヨーカドーと、それからデニースの現在の食品の安全・安心等の取組あるいは仕組み、そういったものを聞きたいということで、それぞれ1時間以上ずつ、時間を取ってレクチャーするような、そういったカリキュラムの依頼があって組まれてきていますので、いろんなところでそういう動きが出てきているのかなという感じはします。

ただ、学校の先生をやったことがないので、どのくらいで話そうかという悩みはちょっと思っていますけれども、そういった動きがちょっと出てきています。

○富永座長 ほかに、何かございませんか。いいですね。

どうぞ、梅津事務局長。

○梅津事務局長 先ほど、渡邊（和）専門委員から御質問がありました、BSEに関連した交渉の状況だけ簡潔に御報告しますと、先ほどの資料にもございましたが、年末の12月29日に、アメリカ側から発生直後の説明に参りました。

それから、年明けの1月23日だったかと思いますが、日米会合が開かれております。

その後、2月11日にUSTRのゼーリック通商代表が来日して、このときは亀井大臣、それから、外務大臣等と会われているようでございます。

一応、そこで話合いと申しましょうか、それ以降は具体的な動きはないという状況でございます。

○富永座長 ありがとうございます。

門傳専門委員、どうぞ。

○門傳専門委員 これ、ちょっと考え方だと思うんですけども、日本でBSEの1頭目が発生したときは、すべて焼却とか、全部食用に回さないで処分したわけですね。

ですけれども、今度、米国でBSEの発生というときは、日本にも上陸してしまっているものは食べている最中ですね。向こうからは入れていないにしても、これの対応というのはどういうわけで、こういう違いで、同じ扱い、例えば、日本の1頭目のときには、是か非かというのは別にしても、同じ扱いにするとすれば、米国で1頭目が発生された時点で、日本にも入っているものに関しても同じく食用に回さないというようなことがあっても不思議ではないと思うんですけども、当然、いろいろ状況が違いますから一律とは言えないのかもしれませんが、その辺が、それは食品安全委員会の判断だったかどうかはまた別ですけれども、そういう感じを私は若干、違和感を持っているんですけども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○富永座長 梅津事務局長、どうぞ。

○梅津事務局長 今回の措置は、基本的に厚生労働省が輸入状況を把握して必要な対応を取っておられるわけでございます。

既に、具体的に考慮されているように、特定危険部位を含む牛肉関連食品については回収という方向で、調査の上、把握して回収するという対応を取っておられるというふうに承知しています。

最初の回収結果を、この委員会でも厚生労働省から報告いただいて説明を受けた経緯がございます。例えば、背骨を含むTボーンステーキとかあるいは脳とか、そういったものについて、どれくらいの数量が回収されたかというようなことを受けています。

それ以外については、厚生労働省の判断として、それ以外のものについて、回収をする必要はないというのが食品衛生部局の判断であろうというふうに承知しております。

それから、2001年に我が国で発生したときの、検査されていないものの回収、焼却については、御承知のように、科学的な観点からというよりはむしろ安心という観点から行われた措置であったというふうに記憶しております。

当初は随時、調整保管という方向で対策を打って、その後、さまざま、つまり、仮に一定の期間経って、再度、市場に流通させるということにしたとしても、消費者から受け入れられないのではないかと。その間の、さまざまな保管コストとか等々を考えますと、焼却した方が合理的であるというような判断の下に焼却されたものというふうに承知しております。

○富永座長 ありがとうございます。

続きですね、どうぞ。

○門傳専門委員 あとはもう一つ、ニュージーランドですとかオーストラリアとか未発生国について、例えば、我が国は全頭検査を実施しているわけですが、そういう未発生国についても今後、次善の策として全頭検査及び同程度の方法を求めるというようなことはあるのかないのか、その点はどうなんでしょうか。

○富永座長 事務局の方、わかりますか。

○村上評価課長 発生地域か発生地域ではないかということで対応が違っているということだと思いますが、オーストラリア、ニュージーランドについては未発生地域と。

根拠もいろいろありまして、過去、相当の期間にわたって、肉骨粉の輸入がないとか、そういうような背景の情報があって、かつ、未発生だということで、それぞれの国でそれぞれの国の生産品の安全性が確保されているというふうに思っておりますので、現状では、未発生国と発生した国というのは、それぞれ別の対応になるということだと思います。

○富永座長 ありがとうございます。

それでは、和田専門委員、どうぞ。

○和田専門委員 済みません、先ほど質問を一つ忘れましたんですが、今日はBSE、日本で発生したときの検討会の報告書を手元に持ってくるのを忘れたんですが、あのときにたしか、1頭目の発生した後、国内に飼われている牛を全頭、目視検査を獣医なり、担当の方が、生きている、全国で飼われている牛について全頭やっつけられますね。そして、そのときの報告としては、たしか歩行不能とか、そういうものがゼロだったという報告を受けていると思うんです。それがたしか、文書にきちんとなっていたと思います。

そうしますと、それからあと数か月後に2頭目、3頭目、ずっと何頭か出たのは、そのときの目視検査は受けて、正常な歩行をしていたけれども、BSEとして発生したというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○富永座長 どうぞ。

○梅津事務局長 御承知のように、これはBSEの病理については、例えば私どものプリオン専門調査会の金子先生や、あるいは山内先生がお詳しいわけでございますけれども、御承知のように、世界の一般的な通説としては、異常プリオンたんぱくを含む飼料が牛の消化管から吸収される。その一番最初に吸収される部位が、いわゆる回腸遠位部という、盲腸に一番近いところ、小腸の最後の部分であろうというふうに言われて、そこからリンパ系組織を経由して、神経組織、中枢神経組織を経由して、一定の期間を経て、脊髄から延髄に到達するのであるというのが、今日の通説なわけであります。

したがって、感染は、1歳までの間が90%以上である。これもイギリスにおける数十万頭の治験からほぼ通説になっているわけで、したがって、感染初期の回腸遠位部の段階では、今のラピッドテストで行われる延髄の部分にはないわけですから、その段階では把握できないというのが、これも世界の常識であります。

したがって、今、日本及び世界で行われているラピッドテスト、エライザテストで把握できるのは、感知できる量が延髄に蓄積された段階で把握できるということになるわけであります。

したがって、一般に外観を呈する、つまり神経症状ということで歩行困難になったり、心うつ兆候を示したり、そういったことがかなり状況が進んでから、延髄のみならず脳のかなりの部分に相当の空孔ができて、具体的な神経症状を外観として呈する状況になってからわかるということで、我が国で確認された11頭につきましても、恐らく半分以上は典型的なBSE症状ではない牛が確認されているわけであります。

したがって、外観の健康牛と申しましうが、外観上はそういった典型的な神経症状を示さないものがラピッドテスト、あるいはウエスタンブロットという確認テストで確認される

ということでありまして、要は、外観からそういった症状を呈するのはかなり後期と申しま
しょうか、月齢を重ねてからというのが世界の知見であろうと思います。

○富永座長 ありがとうございます。補足説明、大変、有用だと思います。

ほかに、何かありますか。

それでは、時間の配分もございますので、議題 1 はこれぐらいにしまして、いよいよ 2 番
目の議題、「平成 16 年度食品安全委員会運営計画について」、これは資料 2 でございますが、
事務局から御説明をお願いします。

○岩淵総務課長 それでは、資料 2 を御覧いただきたいと思います。「平成 16 年度食品安全
委員会運営計画（素案）」でございます。

今週、事前に各専門委員のところにお送りしております。その後、気がついて、表現を直
した部分がございますけれども、ほとんど変わっておりません。

第 1 は、「平成 16 年度における委員会の運営の重点事項」でございます。

「1 食品安全委員会は、食品安全基本法に定める食品の安全性の確保についての基本理
念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本
的事項を踏まえ、同法第 23 条第 1 項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある」。

2 のところが、具体的な重点事項であります。

「特に、初めて年間を通じた委員会の運営が行われる平成 16 年度においては、

- ・委員会の計画的な運営を図る
- ・前年度に引き続き、会議の公開、適切な情報の提供等に努めることにより、委員会の
運営の透明性の確保を図る
- ・委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討を行うなど、
委員会の主体的な取組の更なる推進を図る
- ・委員会の知名度の一層の向上を図るとともに、委員会による科学的な食品健康影響評
価の結果に基づき、リスク管理措置が講じられるというリスク分析手法の考え方について、
国民への浸透・定着を図る

こととする」という以上が、今年度の重点事項の案でございます。

第 2 に、「委員会の運営全般」でございます。

「1 会議の開催」です。

「① 委員会会合の開催」、これは原則として、毎週木曜日 14 時から公開で委員会を開催
するということであります。

「② 企画専門調査会の開催」です。

これは、「平成 15 年度の食品安全委員会の運営のあり方について」、昨年 10 月に、この

専門調査会から御意見をいただいているわけですが、そのフォローアップを行う必要がある。

また、今年度の委員会の運営状況の報告書もまとめる必要がございますので、6月ごろにまたお集まりいただきまして、このフォローアップと報告書の審議をお願いしたいと考えております。

それから、基本的事項を1月に閣議決定いたしました。その1年後の来年1月ごろには、基本的事項のフォローアップをまたお願いしたい。

それから、ちょっと気が早いですけれども、平成17年度の運営計画につきましても、来年の今の時期にはお願いをしたいということであります。

それから、後ほど説明いたしますけれども、委員会自らの判断により、食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討を、少なくとも6か月ごとに行う必要があるのではないかとということで、これを企画専門調査会にお願いをしたいという考えでございます。

「③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催」につきましては、「遺伝子組換え食品等国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを中心に、リスクコミュニケーションの在り方等について検討するため、リスクコミュニケーション専門調査会を毎月1回程度開催する」ということであります。

「④ 緊急時対応専門調査会の開催」につきましては、食品安全関係府省緊急時対応マニュアルの検討、それから、食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）の改正の検討を4月から5月ごろ。

それから、危害要因別の個別マニュアルの検討を6月から7月ごろ以降、予定をしておるということでございます。

「⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催」であります。これは「危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する」ということとでございます。

「2 委員会の計画的な運営」であります。先ほど申し上げましたように、平成15年度は計画なく実施してまいりましたが、平成15年度の運営状況報告書の作成につきまして、この企画専門調査会において審議した上で、食品安全委員会において取りまとめるということにしたいと思います。

また、平成17年度については、また同時に運営計画を作って実施してまいりたいということとであります。

「第3 食品健康影響評価の実施」。

食品健康影響評価に関するガイドラインを作成するということが基本的事項にも盛り込まれているわけでありますが、「飼料添加物あるいは動物用医薬品として使用される抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の指針」、仮称でございますが、これを6月ごろを目途に策定するというのを盛り込んでございます。

また、これ以外のものについても、逐次、必要に応じて安全性評価をするための基準を策定するということであります。

2点目に、「委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討」であります。

食品安全委員会において、一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見、又は食の安全ダイヤルなどを通じまして、国民から寄せられた危害に対する科学的情報、このような危害に対するリスク管理機関の対応状況などを定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見などを聴取する。

これらの情報あるいは意見などにつきまして、少なくとも6か月ごとに企画専門調査会に報告いたしまして、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると懸念される場合には、その旨を食品安全委員会に報告をしていただきたい。

食品安全委員会では、この報告を受けまして、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行うことを決定する。

なお、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、わかりやすく解説するということであります。

冒頭、御説明しましたように、今までも大変、多数の評価要請が来ておりますけれども、いずれもリスク管理機関から、これを評価してくださいということでデータを揃えて評価を求められているわけでありまして、現時点では要請なく、この食品安全委員会として独自に評価に着手したものというような実績はございません。

今後につきましては、委員会の要請というのは関係各大臣に限られるんですけれども、さまざまな情報が寄せられますので、これを企画専門調査会の場で、今、御説明したような手順で、公開で検討をしていただいた上で、委員会が最終的に決定をするという手続にしたいということであります。

また、実際に自ら評価を取り上げるということになりますと、そのためのデータの収集や場合によっては作成等で大変な作業になりますので、どのくらい取り上げていくことができるかというのは、やはり慎重に検討する必要があると思うんですけれども、評価を行うに至らないような情報等につきましても、例えば、解説をするとか、そういうことが重要ではな

いかということで、こういった記述になっております。

「3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理」でございます。

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討などを行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

平成 15 年中に食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみまして、評価基準の作成の必要がある場合や、あるいは評価に必要な情報が不足している場合など、特段の事由があるときを除きまして、平成 16 年 6 月ごろまでを目途に、食品健康影響評価を終了できるように努めるということであります。

なお、清涼飲料水に関しまして評価要請が来ておりますけれども、これは検討すべき対象物質の数が膨大でございまして、平成 16 年度中を目途に評価を終了できるように努めるということでございます。

ただし、専門調査会で検討していただきます際に追加資料が要求されるような場合もございまして、そういったものについては、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討するというところであります。

それから、「4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」であります。

これまでは、まず評価ということで進めてきたわけでございますけれども、委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するために、厚生労働省及び農林水産省に対しまして、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査をするということに着手をしたい。

1 回目は、大体 4 月から 6 月ごろでございまして、その結果については 6 月ごろを目途にとりまとめるというところでございます。

「第 4 リスクコミュニケーションの促進」であります。

「1 意見交換会等の開催」。

平成 15 年度中に、リスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめられる予定の「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題」（仮称）を踏まえまして、引き続き、食のリスクコミュニケーションの推進を図るため、平成 16 年度においては、同専門調査会における議論を踏まえながら、関係府省が連携して、全国で意見交換会を 10 回程度開催する。

この意見交換会においては、遺伝子組換え食品など国民の関心が高いものや、関係者相互間の考え方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、食品安全基本法の施行に伴い導入されたりリスク分析手法の考え方についても、引き続き、関係者への浸透・定着を図る。

また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえまして、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を 10 回程度開催する。

さらに、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については意見聴取会等を開催する。

「 2 全国食品安全連絡会議の開催」。

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るために、全国 127 自治体との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主として、これまでの委員会の運営状況について説明を行いながら、理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組などについても報告していただき、幅広い観点から意見交換会を行うことにする。

「 3 食品安全モニターの依頼等」で、4 月上旬に食品安全モニター 470 名を依頼し、これは年度単位で依頼を行っておりまして、初年度は短かったんですけども、16 年度も新たなお願いをするという趣旨であります。

委員会の行った評価結果に基づき講じられる施策の実施状況や安全性等につきまして、情報や意見を提出していただくとともに、全国の食品安全モニターと情報・意見の交換を図るために 7 月から 9 月ごろにかけて、全国の各地域でモニター会議を 7 回程度開催するということであります。

「 4 情報の提供・相談等の実施」。

わかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、ホームページの充実を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じ、一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

「 5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整」。

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画につきまして、その整合性などを保つ観点から、毎月 2 回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催いたしまして、必要な調整を行うということであります。

なお、このリスクコミュニケーション関係の記述につきましては、3 月 8 日のリスクコミュニケーション専門調査会において、この部分だけお諮りをしておりまして、御了解をいただいております。

また、その際に、計画そのものとしては御了解いただいたんですが、実際のリスクコミュニケーションの進め方で、これまでに EU やオランダから専門家などを招いて行った意見交換会のように、国際的な動きに関する情報が得られるような内容にしてほしいというような意見がございました。

それから、「第5 緊急の事態への対処」であります。食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）の策定、これを4月から5月ごろ、予定しております。

この緊急時対応マニュアルというのは、食品安全委員会だけではなくて、関係府省に共通したマニュアルということでございまして、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して、策定し、公表するという手順を考えております。

それから、当委員会が持っております緊急時対応基本指針（暫定版）につきましても、4月から5月ごろに検討いたしまして、暫定版でない基本指針に改正をするということではございます。

それから、危害要因別の個別マニュアルの策定、これは6月から7月ごろ以降、順次対応していくというところでございます。段取りといたしましては、6月から7月ごろに個別マニュアルを策定すべき危害要因の特定、それから、優先順位付けを行いまして、その後、順次、当該危害要因ごとに個別マニュアルについて検討し、食品安全委員会において審議した上で、食品安全委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表するという手順を考えています。

この緊急時対応の関係部分につきましては、緊急時対応専門調査会の開催が本日までに間に合わなかったんですけれども、座長に御説明をいたしまして、座長の御了解をいただいておりますので、御報告を申し上げます。

「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」です。

「1 危害情報等のデータベース化等」ということで、「食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集し、当該情報を効率的に整理・分析・活用するため、委員会が有する食品健康影響評価に関する資料、国の内外における食品事故等の危害情報等をデータベース化するとともに、迅速な検索を可能とする情報処理システムを構築する」ということでありまして、食品安全総合情報システムの仕様書の作成、入札手続を5月ごろ。

それから、文献情報・危害情報データベースの構築を12月ごろ。

システムの運用開始を、来年の今ごろということで進めてまいりたいと考えております。

「2 国際会議等への参加」であります。

「コーデックス委員会各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（OIE）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する」ということを盛り込んでございます。

「第7 食品の安全性の確保に関する調査」。

これは、調査の内容とか必要性等について、テーマごとに検討いたしまして、6月ごろまでに、平成16年度に実施すべき調査課題を選定するとともに、調査を実施すると。

それから、早期に開始するものについては、それに先行して行う。

それから、これは年度途中でいろんなことがあると思いますので、緊急に調査を実施する必要が生じた場合には、随時、調査課題を選定するということであります。

以上が、事務局の方で検討しました計画の素案でございますので、よろしく御審議をお願いしたいと存じます。

○富永座長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から、平成 16 年度の食品安全委員会全体の運営計画について御説明いただきました。

最初に、お話がございましたように、平成 15 年度の運営計画は特に定めずに、慌ただしくいろんな作業が進行しておるようでございますけれども、今回は、きちんと次年度の運営計画を立てて、御説明をいただきました。

これにつきまして、御意見あるいは御質問、ございますか。

どうぞ、福士専門委員。

○福士専門委員 3 点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、2 ページの第 3 の頭にありますが、薬剤耐性菌の評価の指針、これはかなり具体的に時間的にも近いと思うのですが、これが上がってきた背景を若干説明していただければと思います。

それから、一番最後、第 7 の調査のところです。

食品の安全性の確保に関する調査、これは具体的に何を、どういう対象にどう調査されるというイメージで入っているのか、そこを説明していただきたいと思います。

あとは、全体に関することなんですが、多分、来年度の予算というものが大まかに決まっていて、それに伴って、こうした素案が作られると思うんですけれども、我々、具体的に、参考までに予算の規模とか、大まかな内訳とか、やはり税金を使ってやっている行政ですから、その自覚を持つためにも、数字をちょっと挙げていただければと思います。

○富永座長 それでは、事務局の方からお答えいただきます。まず、第 1 点から。

○村上評価課長 最初の薬剤耐性菌についての御質問でございますが、資料 1 - 1 を御覧いただきまして、資料 1 - 1 の 1 枚めくっていただきますと、「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」という表がございますが、その「Ⅰ 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの」という中に、真ん中辺りですが、平成 15 年 12 月 8 日付けで農林水産省から要請があった案件として、飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質、ですから、いわゆる農業用に使われている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌と、回りくどい言い方になっていきますけれども、農業用の抗菌性物質の使用

に基づいて、誘導される薬剤耐性菌による食品健康影響評価をしてくれという依頼が、この時点であったわけでありまして、この議論をするに当たっては、まず最初にガイドラインを作成をいたしまして、それに基づいて、全体的な議論をする必要があるという専門調査会での御判断を基に、現在、この資料2の中の、先ほど御指摘がありました2ページの「第3」の1にあるかぎ括弧の中の指針の作成の作業を進めているところでありまして、その作成の状況から考えて、6月ごろを目途に恐らくできるのではないかという予想をしているわけがあります。

いずれにしても、これは今後の専門調査会での御議論によるわけでありまして、事務局としては6月ごろを目途としたいというふうに思っているわけでありまして。

○富永座長 第1点、よろしいですか。

それでは、第2点、食品の安全性の確保に関する調査の回答について。

○岩淵総務課長 食品安全確保総合調査費ということで、約5億円の予算を確保しております。

それで、その調査の内訳でございますけれども、大きく5つの分野に分けて考えております。

第1は、食品安全情報の収集・整理・解析に関する調査でございます。

これは、特定の危害要因に関しまして、海外の食品安全行政機関とか、あるいは国際機関に蓄積されている危害の情報、あるいは危害の発生とか、そのときにどのように対処したかというような情報、あるいは各種文献での毒性のメカニズムとか暴露評価、そういった情報につきまして、網羅的に収集して、整理をしていくということでありまして、具体的なテーマについては、先ほど申し上げましたようなスケジュールで今後選定をしていきたいということでございます。

それから、第2のカテゴリーはリスク評価のデータの収集の調査であります。

これは、リスク評価を実施していくために必要十分な情報が存在しない場合で、かつ、基礎的な毒性試験の成績などによって、例えば特定臓器などの毒性とか、あるいは催奇形性とか発がん性などが疑われるときも、それ以上の情報がないというような場合には、そのために必要な毒性データを得るための試験を実施するということができるように、あるいは確保しているものでございます。

それから、食品安全実態モニタリング調査というのが第3のカテゴリーであります。

これは、リスク管理の実施状況の把握のために、市販の食品とかあるいは流通過程の食品を購入した上で、必要な検査を行うということで、リスク管理の実施状況の調査をするという趣旨のものでございます。

それから、第4のカテゴリーといたしまして、食品健康影響評価における危害の解析に関する調査。

これは、食品の安全に関わる危害の中には、そもそも危害の同定とか特徴付けなどにつきまして必要な情報がほとんどないというようなものもございます、あるいは標準的な分析方法が確立されていないというものもございます、こういった点につきまして調査を実施するというものでございます。

昨年、緊急に評価をしたアマメシバにつきましては、この調査の枠組みの中で今年度から調査に着手しているということでございます。

それから、5点目のカテゴリーはリスクコミュニケーションに関する調査であります。リスクコミュニケーションについては、まだ知見の蓄積というものが少ないわけでありまして、効果的な実施のために、特に海外におけるリスクコミュニケーションの現状などを調査をしていくということであります。

それから、全体の予算につきましては、12月の委員会で一度、資料をお配りしておりますけれども、約14億円、当委員会で確保しておりまして、その中で来年度の目玉というのは、さっき申し上げました食品安全総合情報システムの整備で約1億円ということが新規であります。

それから、あとは評価の実施関係、リスクコミュニケーションの推進、それから、緊急時対応の体制整備、その他、食品安全委員会の運営そのものの経費といったものがここに含まれるということでございます。

以上でございます。

○富永座長 どうもありがとうございました。よろしいですか。

ほかに、御質問。

どうぞ。

○渡邊（秀）専門委員 まず、2ページ目の食品健康影響評価に関するガイドラインということでちょっと質問させていただきたいんですが、リスク評価については、以前にはリスク管理機関、今の農林水産省でありますとか、厚生労働省が実施してきているというふうに思っておりますが、枠組みが変わって、そういう意味ではリスク評価については食品安全委員会がするということになったわけですが、いろんな専門調査会で評価をしているということになってはいますが、どうもすべての専門調査会の方で、そういう意味での食品健康影響評価に関するガイドラインというのを持っているということになっているのかどうかということなんです。

この文書によりますと、「なお、これ以外のものについても、逐次、必要に応じ、安全性

を評価するための基準を策定する」というふうになってはいますけれども、現実には評価をやっているわけですから、何らかの評価基準というものはあるんでしょうと。それはどれぐらいあって、それでよしとするのか、それも作り変えようとしているのかということについて、状況をちょっと説明をいただきたい。

○ 富永座長 どうぞ。

○ 村上評価課長 それでは、その点について御説明をさせていただきます。

食品健康影響評価に関するガイドラインというのは、基本的にあるべきだと考えております。ただいま委員、御指摘になられましたように、既に管理機関、例えば厚生労働省で食品添加物についての評価のガイドラインを作るなどの対応がされておりました。

食品安全委員会が立ち上がった後、個別の専門調査会が発足して、審議を開始するそのときに、どういう方針で評価をするかということ、それぞれの専門調査会が議論をして決めております。

幾つかの方法がありまして、例えば遺伝子組換え食品専門調査会においては、ガイドラインを新たに作ろうという判断をされまして、遺伝子組換え食品については現在、ガイドラインを逐次、一番最初に種子植物ができましたが、その後、遺伝子組換え添加物についてのガイドライン等、逐次作成中です。遺伝子組換え専門調査会では、ガイドラインができたものから、順次、個別の審査を始めるというやり方を採っています。

一方、農薬とか添加物の専門調査会では、それぞれ食品安全委員会発足前に厚生労働省でお持ちだったガイドラインをとりあえず準用して、それに基づいて個別の評価をしていきたいと思いますという御判断になりまして、今、申し上げた添加物と農薬の専門調査会においては、特に新たなガイドラインを作ることをせずに、以前のガイドラインを準用して、個別の判断をするということになっています。

ただ、ガイドラインのよって立つところは科学的な知見でございまして、科学的な知見が進歩していくという状況から考えますと、いつか、そのガイドラインというのは改定をしないてはならない。このことを考えますと、いつかの時点で私どもの食品安全委員会の専門調査会が、専門調査会の判断として現行ガイドラインを変えるべきだという御判断になることも考えられますので、事務局としては、いずれ、逐次、食品安全委員会としてのガイドラインが作られていくのではないかとはいふには予想しております。

ただ、その順番は、まさに必要に応じてでありまして、現時点で作っているところもあるし、これから作らなくてはならないという御判断にあるものもあるでしょうし、とりあえずは作らずに過去のものを準用してやるという御判断でやっているものもあるというのが現状でございます。

○富永座長 よろしいですか。

それでは、久野専門参考人、どうぞ。

○久野専門参考人 すみません、3点ありまして、1点目は意見、2点目、3点目は質問なんですけれども、まず1点目の意見は、これは本質的な問題ではなくて表現の問題なんですけれども、1ページ目の第1の2のボツの4つ目、「委員会の知名度の一層の向上を図るとともに」云々かんぬんとあるんですけれども、この「委員会の知名度の一層の向上」という表現が、もう一つしっかりこないなという気がしまして、例えば「委員会に対する国民の理解度を更に高めるとともに」であるとか、「委員会に対する国民の認識を更に高める」と、知名度という言葉がこういった文章にはそぐわないのではないかと。すみません、そういう意見なんですけれども、御一考いただければと思います。

それと、2点目は質問なんですけれども、質問と意見、お願いなんですけれども、2ページ目の「③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催」の部分なんですけれども、要するに、リスクコミュニケーション専門調査会についての御質問なんですけれども、先ほどいただきました資料1-5の「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」という文章から判断しますと、もう既にこういうことはされているのではないかと思います。このリスクコミュニケーションの議論の中に、このリスクコミュニケーション、誤った情報を消費者に伝える、それで不安をあおるといったような阻害要因、こういうものは何なんだと。そういうものに対しては、どういう対策を講じるべきなんだろうという議論は、恐らくされているのであろうと思うんですが、されているんでしょうかという質問で、もしされておられるのであれば、是非、それをこの「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」という文章に表れるような形のものを更に進めていっていただきたいというお願いです。

最後に、3点目は、これも質問、意見、お願いなんですが、今、2ページ目のリスクコミュニケーションの下にあります「④ 緊急時対応専門調査会の開催」、ここでマニュアルを作る、あるいは最後のページにあった国際会議等への参加、ここで情報収集ということだと思うんですが、こういう場において、例えばマニュアルを策定するに当たって、食品テロというんですか、そういったものが発生したらどうするんだというようなことも想定してマニュアル、その緊急時対応という中に含まれるのではないかなと思うんですが、そういう中に食品テロというものも想定されているんでしょうかという質問で、もし、されていないのであれば、された方がよろしいのではないかという意見です。

以上です。

○富永座長 ありがとうございます。

第1点の御意見、委員会の知名度の一層の向上、この表現を国民の認識を一層深める云々、

こういうふうに変更したらどうかという御意見に、私も賛成でして、知名度と言いますと違和感がございますね。

質問の第2点のリスクコミュニケーションの部分については、どうですか。

どうぞ。

○西郷リスクコミュニケーション官 2点目のリスクコミュニケーションにつきまして、どのような議論がされているかということについてお答えします。

リスクコミュニケーション専門調査会におきまして、当然のことながら、要するに、いろんな情報の開示をするときとか、あるいは皆様がどのようなことを思っているのかも受け止めるということについて、受け手にどのように正確に伝えるかとか、あるいは伝わっているかとかということなどについてのいろんな議論は当然、行われております。

その中では、例えば、これまでずっと役所が発表する文書はわかりにくいとか、それから、それを伝えていただくメディアの方にもわかりにくいものだから、記事などがますますわかりにくくなってしまったりとか、あるいは端的なことが取り上げられるものですから、元々の真意が伝わらなかったりとか、それでなお、受け取る方が混乱をするというようなことはたくさん起きてきたというふうなことがいろいろ指摘がございます。

それに対して、それでは、どのようなことをしていっていいだろうかということにつきまして、取りまとめの中でも大分議論になったのでございますけれども、一つは発信する側のいわゆるコミュニケーションの技術の問題だとか、あるいはそれから、メディアの方々の中にもちょっと、いわゆるあおるような報道というのがたまにあるのではないかと、そういったお話でありますとか、あるいは消費者の方々もどちらかというと、いわゆるリスク分析というようなことが入ってきたわけでございますけれども、そういったことについて、科学的な情報について、ある程度、御判断いただくような、要するに、日ごろの研鑽を積んでいただくことが必要だとか、そういったような議論を進めているところでございます。

ただ、こういうふうになれば必ず、いつまでにはうまくコミュニケーションができるというようなビジョンがまだ、きちんと描かれているわけではなくて、今のところ、こういったこともあるね、ああいったこともあるねといったような議論が積み重なっているところだということでございます。

○富永座長 それでは、その次の緊急時対応に関するマニュアルのところ、食品テロなども含まれて、考慮されているかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○岩淵総務課長 今後、緊急時対応専門調査会の方での御議論になるわけですが、基本的にはまず、大規模食中毒のようなケースを念頭に置いて、これまでの暫定指針もできておりますし、今後の議論はそういったことで進んでいるのではないかと思います。

テロにつきましては、政府全体でマニュアルが別途できておりまして、昨年の 11 月の閣議決定で、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」というのが決定されておりまして、基本的にはそちらの方で、まず対応するというものではないかなと思います。

いずれにしましても、そういったことも含めて、今後、緊急時対応専門調査会で、この委員会、あるいは食品安全の府省共同のマニュアルなどをどういうふうに位置づけていくかということを議論することになるのではないかなと思います。

○富永座長　ありがとうございました。ほかに。

どうぞ。

○武見専門委員　全体的なことでお伺いしたいんですけども、この運営計画というのは、先ほど前半の方でありました、この資料 1 - 2 にある第 21 条第 1 項に規定する基本的事項を当然、踏まえた計画だと思うんです。

ということで、こちらのちょうど裏にある、全体をまとめていただいたものと対応させながら、今、この運営計画の御説明を伺っていたんですけども、かなりのものが具体的に反映されて、運営計画にあると思ったんですが、例えば、この資料 1 - 2 の裏にあるところで見ると、「6．試験研究の体制の整備等」とか、「9．食品の安全性の確保に関する教育、学習等」、あるいは「10．環境に及ぼす影響の配慮」といった辺りについては、今日お示しになった運営計画の中では、具体的にどの部分なのかというのがよくわからなかったんですけども、その辺については、どのようなお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○岩淵総務課長　武見専門委員からお話がありました、この基本的事項のポイントの紙に書いてある項目は、これは政府全体としてこういったことを実施していくということでありす。

本日の運営計画は、食品安全委員会の運営計画でありまして、そういう意味では、政府全体で行っていくべきことの食品安全委員会担当部門ということで、かなり限定されておるといふものでありますところは、まず御承知いただきたいと思います。

そうしますと、例えば研究ですとか、環境に及ぼす影響の配慮というようなところでは、この食品安全委員会の出番といいますか、かなり小さなものになってくるということで、入っていないということでございます。

あと、教育、学習等のところでは、食品の安全性の確保に関する広報とか学習教育、この分野は、特に今後のリスクコミュニケーションという意味で、当委員会としても当然、取り組んでいかなくてはいけないということで、表現ぶりは違いますが、その部分については盛り込んでいこうという考え方でありす。

○武見専門委員 わかりました。

○富永座長 どうぞ、山本専門委員。

○山本専門委員 食品の安全性ということで、リスク評価をするためには科学的な情報の収集ということが非常に大事だと。それは国際的におやりになると。

将来的には、これは国内である程度、試験の実施自体を、食品安全委員会は自分でやれるというところまでいかないと、なかなか決定ということにならないのかなと。

海外のこういった機関も、それなりの試験研究機関を持っているんだと思うんですね。その辺について、来年はまだ、さっきお話にあったように現時点では、食品安全委員会だけでは、そのことは予算化していないし、やれませんかということですけれども、将来的には、それはある程度、念頭に置かれてはいるんですか。

○岩渕総務課長 この食品安全委員会を作る段階でも、食品安全委員会の下に、新たに試験研究機関みたいなものを設けるかどうかという議論がございましたけれども、そもそも、大変、大規模なものになるということ。

それから、やはり既存のリスク管理機関における試験研究機関と、どうしても機能とかスタッフの面で重なるところが多くて、独自ということの意味は理解していても、なかなかうまく構想がなかったように思います。

それで、当面は独自の研究機関を、この委員会で持つという予定はございません。

○富永座長 大体、予定の時間ですが、是非という御意見、御質問ございましたら。 どうぞ、渡邊（秀）専門委員。

○渡邊（秀）専門委員 6 ページ、国際会議等への参加ということで、コーデックス委員会についてはコーデックス委員会でどういうことが話されていて、政府としてもどう対応したのかみたいなことについては協議会というふうなことで、その情報をきちんと整理をして、一応は消費者にも伝えるという役目を持った会議等が開かれていると思うんですけれども、例えばOECDでありますとか、OIE、こういったものには政府の関係者が出ているにもかかわらず、なかなか情報が伝わってこないというのが実態なのかなというふうに思っております。

したがって、ここは情報の活用とかということになっているんですけれども、こういう情報については、リスクコミュニケーションという観点のところに入るのかもしれませんが、是非、きちんとわかりやすく、国民各層に伝えるというふうに活用もしていただきたいということを是非、お願いしたいと思います。

○富永座長 どうぞ、和田専門委員。

○和田専門委員 食品安全モニターのことで、ちょっと伺いますけれども、この 470 名は毎

年、全員新しく新規の方でしょうか。

○藤本勸告広報課長 お答えさせていただきます。

一応、3月31日までということで任期を置いていまして、今、平成16年度について再募集をかけているところです。

そこにつきましては、再び募集されることを妨げないという形でやらせておきまして、ただ、平成15年度において希望された方が多かったものですから、再任される方が半分以上となるようにという形で依頼したいというふうな形で進めさせていただいております。

○和田専門委員 これはきっと、リスクコミュニケーション専門調査会で検討されたことだと思うんですけれども、今、おっしゃいましたように、再任を全然妨げない、再応募を妨げないという形で、やはり1年というのはちょっともったいないなという気がするんです。

これは、全国で合計7回開催とありますけれども、地域が7か所あるわけですから、それぞれ地域では1か所ということですし、あと、いろいろ文書や何かでのあれがありますけれども、是非、2回目の方も1年何とか頑張った、それが生かせるようなところがあるといいなという気がしたものですから、全部、1人も残さずに入れ替えということではないようにという気がしたものですから。

以上です。

○富永座長 ありがとうございます。

伊藤専門委員、どうぞ。

○伊藤専門委員 すみません、3つほど、意見・要望の確認ということになると思うんですけれども、先ほど、久野専門参考人からもありました知名度という問題があります。

それで、社内外のいろんな会合の中で食品安全委員会の存在について、いろいろPRを必死になってやっているつもりなんですけれども、社内の人の中にも、先日も電話で問合せが来て、食品衛生委員会なんて言われてしまうとがっかりしてしまうんですけれども、そういった意味でも、今でもやっていただいているわけなんですけれども、委員の先生方に、今後とも、テレビ、新聞等を通じて、パブリシティも活用の一環の中で是非、頑張ってください、更に知名度を上げていただくといいですか、少なくとも、公正取引委員会ぐらいの知名度には早い期間になってほしいなというふうに、これは要望ですけれども、お願いしたいと思います。

それから、3ページの真ん中の方の下の方に、「追加資料が要求されたもの等については」というふうに書いてあります。

正しい情報ではないかもしれませんが、ちょっとよくないうさを聞いたものですから、関係省庁の関係部局から、遅滞なくスムーズに、速やかにいろんな資料が本当に提出

されていますかという部分で若干、危惧しているものですから、その辺も是非、よろしくお願いしたいなというように思います。

それから、４ページの２の項目で、「全国食品安全連絡会議の開催」というふうに書いてあります。

今、国の組織がこうやって動いているわけですがけれども、地方公共団体もいろんな動きをして、各地でシンポジウムだ、パネルディスカッションだと言いまして、今、全体が民間の意見を聴きたいというスタンスの中で、我々、いろんなところから是非、参加してほしいということで、例えば地域の保健所等を通じてもあるわけですね。

でも、このごろ、いろんなことを考えると、現場での仕事を持ちながら、こういう会議に専門的に出るスタンスの部署ではないものですから、それと、営業関係の人間ですと、どうしても制約がありまして、結果、いろんな部分が私に回ってくるということがあるんですけれども、これ以外にも表示の問題で、ＪＡＳ協会の懇談会だとか、それから、関東農政局、東京農政事務所からのいろんな懇談会の依頼とか、はっきり言って、集中多発しているという状況にありますので、何らかの機会に、そういった状況について、私自身のこの意見を若干でも反映していただければなというふうに思っていますので、お誘いがあって時間的に余裕があれば拒むものではありませんので、できるだけ参加したいとは思っていますけれども、ほとんど、今、いろんなところで社内の会合も含めてぶつかるという状況にありますので、是非、よろしくお願いしたいなと思います。

以上です。

○富永座長　ありがとうございました。

それでは、最後です。どうぞ。

○山本専門委員　ちょっと最後に一つ、要望なんですけれども、先ほどの話に出たように、今回、インフルエンザに関しては、大変適切な情報、わかりやすい情報が出たんですけれども、私、さっき申し上げたように、ちょっとインフルエンザとＢＳＥと、多少、そのニュアンスが違うということはあると思うんですけれども、どうもＢＳＥの場合、そもそも異常プリオン自体が肉や牛乳からは入ってこないんだということの常識がなかなか通じていない現実があるのではないかなと思うんですね。そこを、通じていると言っているのかどうか、よくわかりませんが、そこを現時点で、ＢＳＥに関しては、かなり難しい問題はあるとは思っていますけれども、今回、鳥インフルエンザでお出しになったような、こういうわかりやすい情報を出していただいて、やはり国民をあおらないということは、この食品安全委員会のリスクコミュニケーションの中で一番重要な課題だろうと思うんですね。そこは、大変恐縮なんですけれども、今後とも是非、お願いできればありがたいと思いますので、ちょっと要

望をさせていただきたいと思います。

○富永座長 ありがとうございます。

まだほかに、いろいろ御意見、御要望はあるかと思いますが、大分、時間を超過しておりますので、議題2の平成16年度食品安全委員会運営計画につきましては、これぐらいにしておきたいと思います。

これは、素案として出されておりますけれども、本日の企画専門調査会で各専門委員からいろいろな御指摘、あるいはコメント、御質問等がございましたので、例えばの例ですけれども、6ページの「第7 食品の安全性の確保に関する調査」で福士専門委員の御質問に答える形で、調査を具体的に5項目ほど挙げていただきましたけれども、こういったこともここに入っている方が、より理解しやすいと思いますね。

そのほか、二、三、知名度云々というところもございますし、あと、修文をする必要がございますし、追加する部分もあるかと思いますが。

あとのことにつきましては、本日は3月12日で、予定がせまっておりますので、あとは事務局の方で修文あるいは追加していただきまして、私もチェックさせていただいた上で食品安全委員会に提出したいと思います。

それから、この計画に盛り込むべきことは盛り込みまして、あと、本日もたくさんの要望、御意見がございましたので、それらにつきましても整理しまして、計画の修正、至らない点についても必要ならばこの企画専門調査会の附帯意見のような形で、食品安全委員会の方にも提出したいと思います。

そんな手続にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、食品安全委員会に報告されると、後はどういうふうになるのでしょうか。

○岩淵総務課長 ただいまの御指示のとおり、座長と御相談をさせていただきまして、来週の食品安全委員会に報告をするというふうにしたいと思います。

そこでの御審議の結果ですけれども、時間がちょっと限られているんですが、また、意見募集もできればと思っております、4月1日がちょうど木曜日で食品安全委員会がありますので、そのときに最終的に食品安全委員会で決定していただければということで、これは事務局からの希望ですけれども、そんなスケジュールで行いたいということでございます。

○富永座長 ありがとうございます。

議事では、その他に当たりますが、その他、何か事務局の方、ございますか。よろしいですか。

○岩淵総務課長 特にございません。

○富永座長 それでは、本日は、ちょっと時間が過ぎましたが、委員の皆様方におか

れましては大変熱心に御審議いただきまして、非常に貴重な御意見などを賜りまして、ありがとうございました。

あとは、次回はどのような日程になっていますか。

○岩淵総務課長 先ほど御説明したような内容での会合を6月ごろに予定しておりますが、また御都合を伺いまして、日程をセットしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○富永座長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

これで、第6回の「企画専門調査会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。